小城市とＳＡＧＡ久光スプリングスとの連携協定書

小城市（以下「甲」という。）とＳＡＧＡ久光スプリングス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、乙が運営する「ＳＡＧＡ久光スプリングス」の活動を通じて、地域の一体感や活力を醸成し、地域振興に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して取り組むものとする。

（１）　スポーツの振興・発展に関すること
（２）　市民の体力向上・健康増進に関すること
（３）　青少年の健全育成に関すること
（４）　甲に対する地域貢献に関すること
（５）　イベントの相互協力に関すること
（６）　甲及びＳＡＧＡ久光スプリングスの情報発信に関すること
（７）　ＳＡＧＡ久光スプリングスの活動促進に関すること
（８）　その他、前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

２　前項に定める各事項の実施にあたっては、甲乙が協議の上、合意のもとに取り組むものとする。

（協定の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、この協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和７年２月２１日

甲　佐賀県小城市三日月町長神田２３１２番地２

小城市長

二江里口秀次

乙　佐賀県鳥栖市藤木町字切ノ口２４６１番地

ＳＡＧＡ久光スプリングス株式会社

代表取締役

萱嶋章